様式第２号（第５条関係）

誓約書

松浦市結婚新生活支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に当たり、松浦市結婚新生活支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を遵守し、次に掲げる事項について記載内容のとおりであることを誓約いたします。

　なお、規則第１７条の規定に該当し、補助金の交付決定の取消しを受けた場合には、規則第１８条に基づき所定の補助金返還義務を負うことに異存ありません。

（１）次により算出した新婚世帯の所得の合計額が500万円未満であること。この場合における新婚世帯の所得の算出方法は直近の所得証明書をもとに、夫婦の所得を合算した金額（以下「世帯所得」という。）とする。ただし、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。以下同じ）の返済を現に行っている場合は、世帯所得から所得証明書の証明年分の貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額とする。

（２）対象となる住居が松浦市内にあり、申請時に夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住居の住所となっていること。

（３）生活保護法による住宅扶助を受けていないこと。

（４）過去に補助金の交付を受けたことがないこと。ただし、本市の補助金の交付を受けた世帯に係る既交付補助金が要綱第４条に定める補助上限額未満であるときは、当該補助上限額の範囲内に限り、２回目以降も補助申請をすることができる。

（５）夫婦の市税等に滞納がないこと。

（６）婚姻日における夫婦の年齢がそれぞれ３９歳以下であること。

（７）夫婦が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は同条第２号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

※前年度に交付を受けた者については、上記の内（１）及び（６）の規定は除く。

年　　月　　日

松浦市長　様

氏　名